

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたト
レード・タームズV9. 本船渡し（指定船積港）インコタームズ
2020

FOB〔Free On Board〕（named port of shipment）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定船積港において、物品を買主により指定された本船の船上に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船上に置かれたときに移転し、買主は、そのとき以降の一切の費用を負う。

FOB規則は、物品が本船の船上に置かれる前に運送人に引き渡される場合、例えば、物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には適切ではない。この例の場合、両当事者はFOB規則よりむしろFCA規則を使用することを考えるべきである。

3 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

売主は、物品を本船の船上で引き渡すこと、または船積みにより既にそのように引き渡された物品を調達することを求めている。ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

4 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、

売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

10. 運賃込み（指定仕向港）インコタームズ2020

CFR〔Cost and Freight〕（named port of destination）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、船積港において、物品を本船の船上に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船上に置かれたときに移転する。それは、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に実際に到着しようがしまいが、売主は物品を引き渡す義務を履行したものとされる。

指定仕向港の地点までの費用は売主の勘定であるので、できる限り正確にその地点を明らかにすることを勧められる。CFRでは、売主は、買主のために保険補償（担保）を得る義務を負わない。したがって、買主は自己のために何らかの保険補償（担保）を得ることを勧められる。

二つ以上の運送手段が使用される場合、それは一般に物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には、使用上適切な規則は、CFRよりむしろCPTである。

もし売主が、運送契約のもとに仕向港の特定地点での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

3 船積港と仕向港

CFRでは、二つの港が重要である。一つは、物品が本船の船上で引き渡される港、および二つは、物品の仕向地として合意された港である。危険は、船積港で本船の船上に物品を置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、物品が買主に引き渡されたとき、売主から買主に移転する。しかし、売主は引渡から合意された仕向地までの物品の運送契約を締結しなければならない。例えば、物品が大分の大在港で本船の船上に置かれ、プサン港まで運送される。ここでは引渡は、物品が大在で船上に置かれたときに生じ、そのときに危険は買主に移転する。そして売主は、大在港からプサン港までの運送契約を締結しなければならない。

契約は、通常仕向港を特定しているにもかかわらず、危険が買主に移転する場所である船積港を特定していない。例えば買主が価格における運賃の構成要素に合理性があるのか確かめたい場合のように、船積港が、買主にとって特別な関心があるなら、両当事者は、契約においてできる限り正確にそれを明らかにすることを勧められる。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

【補足：保険契約】

インコタームズ2020年版では、売主は、買主のために保険契約の締結義務を有するのはCIPとCIFであり、それ以外のトレード・タームズでは、売主は買主のために、および買主は売主のために保険契約を締結する義務はない。保険契約の締結については、インコタームズ規則A5〔保険〕およびB5〔保険〕で規定されており、それにもとづいて以下を追記する。

EXW、FCA、CPT、FAS、FOB、CFRにおいては、売主の義務A5〔保険〕では、「売主は、買主に対して、保険契約を締結する義務を負わない。しかし、売主は、買主の依頼がある場合には、買主の危険と費用で、買主に対して、買主が保険を取得するために必要とする、売主が有している情報を提供しなければならない」と規定されている。また、買主の義務B5〔保険〕では、「買主は、売主に対して、保険契約を締結する義務を負わない」と規定されている。

DAP、DPU、DDPにおいては、売主の義務A5〔保険〕では、「売主は、買主に対して、保険契約を締結する義務を負わない」と規定されている。また、買主の義務B5〔保険〕では、「買主は、売主に対して、保険契約を締結する義務を負わない。しかし、買主は、売主の依頼がある場合には、売主の危険と費用で、売主に対して、売主が保険を取得するために必要とする情報を提供しなければならない」と規定されている。